

『石清水八幡宮本社』国宝指定記念事業

記念講演及び秘祭『御神楽』特別公開

「石清水八幡宮本社」の国宝指定を記念して、記念講演と平安時代より伝わる秘祭「御神楽」の特別公開を実施します。

▽日時 3月12日(土)午後1時30分から2時間程度(午後0時30分から受付開始)

▽場所 文化センター大ホール

※駐車場に限りがあるため、ご来場は公共交通機関をご利用ください。
▽対象 中学生以上の人(市内在住・在勤者を優先)
▽定員 1千人
※定員を超えた場合は、抽選を行います。

3月12日(土)午後1時30分から 文化センター大ホール

申し込みは2月19日(金)まで(当日消印有効)



御神楽の様子



官報告示を経て、石清水八幡宮本社10棟は国宝になります。



(往信面：おもて) (返信面：うら)

郵便番号はがき	614-8022
住所	八幡市八幡東浦5番地 八幡市教育委員会 文化財保護課 宛
52円	返信

何も記入しないでください
(抽選結果を印刷して返信します)

(返信面：おもて) (往信面：うら)

郵便番号はがき	614-□□□□
住所	代表者の(郵便番号) 氏名
52円	返信

①住所 ②氏名 ③年齢 ④電話番号
⑤勤務先の名称および住所
(市内在勤者のみ)
※2名で申し込みの場合は、
①②③は2名分
④⑤は代表者のみ記入

▽内容
①記念講演 講師 関西大学 名誉教授 永井規男氏
②御神楽解説 講師 神戸大学 教授 寺内直子氏
③御神楽上演 石清水八幡宮、八幡雅楽会

●往復はがきで申し込みを
参加費は無料ですが、入場整理券(返信はがき)の提示が必要です。次のとおり申し込みください。

▽申込方法 郵便往復はがきに必要事項を記入(記入例参照)し、文化財保護課へ郵送してください。

※はがき一通につき2名以内の申し込みとなります。

▽申込期限 2月19日(金)まで(当日消印有効)。当選の可否を2月25日付けで、返信はがきで通知します。当選の場合は、返信はがきが入場整理券となります。なお、車イスをご利用の場合は、文化財保護課にご連絡ください。

◆問い合わせ 文化財保護課 (☎972・2580)

八幡市男女共同参画プラン ーぷ計画Ⅱ(見直し案)にご意見募集

市では、男性も女性も、お互い一人を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、「八幡市男女共同参画プランーぷ計画Ⅱ」を策定しています。

このプランの推進期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間ですが、男女共同参画に関する国内外の変化に対応するため、計画期間

- 意見募集します。
- 募集要項**
- ◇募集期間 2月8日(月)～29日(月)
 - ◇募集対象 市内在住、在勤、在学の人・市内に事業所(事務所)を有する人
 - ◇提出先と提出方法 様式に定めはありません。あなたの意見、住所(所在地)、氏名(法人名等)、電話番号を記入し、次の①～④のいずれかの方法で提出してください。
 - ①郵送 〒614-8073 (八幡軸63) 八幡市人権・交流センター内 人権啓発課
 - ②ファックス送信 983・4545
 - ③市ホームページからメール送信
 - ④八幡市人権・交流センター(人権啓発課)へ持参
 - ◇中間見直し案の閲覧場所 中間見直し案の内容につきましては、市役所2階閲覧コーナーおよび市ホームページと八幡市人権・交流センターでご覧いただけます。
 - ◇その他 電話、口頭での意見は正確に保存できない可能性があります。また、個々の意見等に対して直接、回答はできませんので、ご了承ください。
 - ◆問い合わせ 人権啓発課 (☎981・3127)

都市計画決定および変更案の縦覧(閲覧)のお知らせ

府と市では社会経済情勢、都市施設の整備および土地利用の動向を踏まえて、良好なまちづくりがさらに進められるよう、都市計画の定期見直しを行うこととしています。

この定期見直しで、府決定の都市計画の変更と市決定の都市計画の決定および変更を予定しています。

都市計画法の規定に基づき、次のとおり案の縦覧(閲覧)を行います。

☆都市計画の種類・内容

- 【府決定の都市計画】(閲覧)
 - ・綴喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
 - ・綴喜都市計画区域区分の変更
 - ・京都都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
 - ・京都都市計画区域区分の変更
- 【市決定の都市計画】(縦覧)
 - ・綴喜都市計画用途地区の変更
 - ・綴喜都市計画高度地区の変更

☆都市計画の提出について 市民および利害関係者は、当該都市計画の案について意見がある場合、縦覧(閲覧)期間満了の日(2月9日)まで、府決定の都市計画については府知事あてに、市決定の都市計画については市長あてに意見書を提出することができます。

◆問い合わせ 都市計画課

不審な訪問業者への対応

- 身分証の提示を求める。
- その場ですぐに契約や支払いをしない。
- 強引な場合やしつこい場合は、八幡警察署(☎981-0110)に通報する。
- 契約に関するトラブルは、生活情報センター(☎983-8400)まで。

市の指定を受けていない業者の営業チラシ等に注意

下水道排水設備の新設や修繕は、市下水道排水設備指定工事業者(指定工事業者)でないとできません。
※指定工事業者は、市ホームページか下水道課で確認してください。
◆問い合わせ 下水道課

訪問業者に注意!

下水道管の調査作業

最近、市内で個人宅を訪問し、排水設備の調査作業を営業に回る業者がいます。

事例 「下水道管を安価で点検します」と言って訪問し、「下水道管がつまりそうだ」「ほうっておけば多額の費用がかかる」などと不安をあおり、「今ならすぐ作業できるが、後日であればいつできるかわからない」と不必要な作業や工事をその場で契約させる。また、市役所の委託を受けているかのように訪問する場合があります。敷地内の排水設備(下水道管や樹)の維持管理は、各家庭でしていただくもので、市が業者に委託することはありません。